

那須雪崩事故の反省と  
再発防止に向けた取組

令和6(2024)年3月17日

栃木県教育委員会

本書は、那須雪崩事故に関する教育委員会の組織としての反省と現在行っている再発防止に向けた取組などを中心に記載したものであり、関係者個々人の責任等に関しては一定の範囲の記載に留めています。

## はじめに

将来ある7名の生徒と前途有望な1名の教員が亡くなり、また、多くの方々が負傷された那須雪崩事故から、約7年が経ちました。

亡くなられた8名と御遺族の皆様、負傷された方々とその御家族の皆様に対し、安全を最優先にすべき教育活動の中でこのような取り返しのつかない事故を引き起こし、尊い命を奪い、多くの方々を傷つけたことについて、心より深くお詫び申し上げます。

また、事故後の教育委員会の対応に関し、最も寄り添わなければならない御遺族の皆様及び負傷された方々と御家族の皆様への説明が不足していたことなど、認識の甘さや配慮のなさから皆様を苦しめたことについて、重ねて深くお詫びします。

この「那須雪崩事故の反省と再発防止に向けた取組」は、一部の御遺族から栃木県などが提訴されておりました那須雪崩事故に係る民事裁判の判決が令和5（2023）年7月に確定したことを受け、改めて事故を振り返り、判決を踏まえた栃木県教育委員会としての反省とともに、再発防止に向けた取組を記すものです。

民事裁判の判決では、雪崩に対する危機意識の希薄さから、事故が発生した講習会の主催者であった栃木県高等学校体育連盟と講習会の講師であった教員が講習会を中止しなかったことが事故の一因であるとされ、教員などの過失が認められました。教育委員会としましては、判決を厳粛に受け止め、改めて組織としての責任を痛感したところです。

事故後、教育委員会では、那須雪崩事故検証委員会の提言を踏まえ、事故の再発防止に向けた取組を進めて参りました。

また、教育活動の実施にあたり、大切な児童生徒の命を守ることは教員の使命であり、このような痛ましい事故を二度と起こしてはならないという決意の下、「栃木県教育振興基本計画2025」においては、学びの場における安全を確保することを第一の基本目標として掲げ、各学校の校内体制整備の強化など、児童生徒の安全を最優先とする取組を行っているところです。

このたびの民事裁判の判決を受け、改めて事故を引き起こした組織として、当時の対応の反省点等を明らかにし、事故を決して忘れることなく、組織一丸となって学校教育活動全般にわたる安全管理・危機管理の充実・強化に取り組んで参ります。

令和6（2024）年3月17日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

## 1 那須雪崩事故の概要

- ・ 那須雪崩事故は、平成 29（2017）年 3 月 27 日、栃木県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）が主催した平成 28 年度春山安全登山講習会（以下「本講習会」という。）において発生しました。
- ・ 本講習会は、平成 29（2017）年 3 月 25 日から同月 27 日までの期間で、県内高等学校登山部の生徒及び引率教員を対象に開催され、各高等学校は教育活動の一環である部活動として参加し、事故当日の講習には、県内高等学校 7 校の登山部生徒 46 名及び教員 9 名の計 55 名が参加していました。
- ・ 本講習会の企画・運営は、専ら県立高校の教員によって行われ、事故当日は茶臼岳への登山が計画されていましたが、6 時過ぎに高体連登山専門部専門委員長である教員（以下「委員長」という。）、同副委員長である教員（以下「副委員長」という。）、同前委員長である教員の 3 名（以下 3 名を指す場合には「三講師」という。）で協議し、前日からの積雪や当日の気象状況等から、登山を中止し、那須温泉ファミリースキー場ゲレンデ周辺での雪上歩行訓練を行うことに計画を変更しました。
- ・ 訓練は 5 班編制で行われ、大田原高校生徒 12 名、副委員長及び大田原高校引率教員で構成された 1 班は、7 時 50 分頃からゲレンデ内で歩行訓練を行い、その後、縦一列になり、樹林帯を登りました。その後、1 班は、樹林帯を抜け、前方に見えた岩を目指して樹林帯の上の斜面を登っていたところ、8 時 30 分頃から 8 時 45 分頃までの間に樹林帯の上部の斜面で発生した雪崩に巻き込まれました。また、1 班の後方で訓練を行っていた、真岡高校の生徒などで構成された 2 班、那須清峰高校及び矢板東高校の生徒などで構成された 3 班並びに宇都宮高校及び矢板中央高校の生徒などで構成された 4 班についても、それぞれ雪崩に巻き込まれました。
- ・ 雪崩発生後、複数の教員が講習会本部に対して無線による連絡を試みましたが、講習会本部にいた委員長は連絡用無線から離れており、応答できなかったため、1 人の教員が徒歩で講習会本部に向かい、委員長に雪崩の発生を告げました。9 時 20 分頃に警察や消防への通報がなされ、9 時 40 分頃に那須山岳救助隊への救助要請がなされました。
- ・ その後、警察や消防、那須山岳救助隊による捜索、救助活動が行われたものの、大田原高校生徒 7 名及び大田原高校引率教員の計 8 名が死亡し、40 名が負傷しました（重症 4 名、中等症 3 名、軽症 33 名）。

## 2 民事裁判について

### (1) 裁判の結果

#### ア 事件番号及び事件名

令和4年（ワ）第83号 那須雪崩事故損害賠償請求事件

#### イ 当事者

原告：亡くなられた生徒4名及び教諭1名の御遺族 計18名

被告：栃木県、高体連、三講師

#### ウ 請求の趣旨

被告らが連帯して、逸失利益・慰謝料等を支払うこと

#### エ 裁判の経過

令和4（2022）年 4月27日 第1回口頭弁論

6月22日 第2回口頭弁論

9月21日 第3回口頭弁論

11月16日 第4回口頭弁論

令和5（2023）年 3月8日 第5回口頭弁論（結審）

6月28日 判決言い渡し

7月13日 原告・被告とも控訴せず、判決確定

#### オ 判決の要旨

| 区分   |                                | 判決の要旨  |
|------|--------------------------------|--|
| 主文   |                                | ・被告県及び被告高体連は、原告らに対し、連帯して、逸失利益・慰謝料等を支払え。  |
| 争点等別 | 公務員個人の責任                       | ・被告三講師はいずれも被告県の公務員たる県立高校の教員であり、本事故は公務員が職務行為を行うについて発生した事故であるから、被告三講師は原告らに対して賠償責任を負うものではない。  |
|      | 被告三講師の過失（被告県及び被告高体連に対する請求について） | ・原告らは、被告三講師及び被告高体連において、遅くとも事故発生日の朝の時点で、気象情報や雪崩注意報等の発令の有無などを確認し、雪崩が発生する危険性を想定して本講習会を中止すべきであったにもかかわらず、これを怠って漫然と本講習会を続行し、それによって本事故が発生したと主張するところ、被告県及び被告高体連は、被告三講師及び被告高体連の注意義務違反（違法性ないし過失）を争うことを明らかにしない。 |

| 区 分              |                                | 判決の要旨  |
|------------------|--------------------------------|--|
| 争<br>点<br>等<br>別 | 被告三講師の過失（被告県及び被告高体連に対する請求について） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、被告県は国家賠償法1条1項に基づき、被告高体連は民法709条に基づき、本件被災者ら及び原告らに生じた損害について賠償責任を負う。</li> </ul>   |
|                  | 本件被災者ら及び原告らの損害                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件被災者ら本人の慰謝料については、本事故は雪崩に対する危機意識の希薄さから被告三講師及び被告高体連が本講習会を中止しなかったことが一因であることに加え、雪崩発生後の対応が遅れたこと、本講習会を続行したことにつき本件被災者らに落ち度は認められないことなどの一切の事情を考慮して算定する。</li> <li>・ 原告ら固有の慰謝料については、本事故により息子あるいは親しい親族を突然失った原告らの心情等を考慮して算定する。</li> </ul> |
|                  | 大田原高校引率教員の過失相殺                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被告県及び被告高体連は、大田原高校引率教員の過失について、自身の生命身体の安全を確保する措置を講ずる権限ないし余地があったなどと抽象的な主張をするのみであって、具体的な評価根拠事実を主張していない。</li> <li>・ そうである以上、大田原高校引率教員に過失は認められず、大田原高校引率教員に対する過失相殺は相当ではない。</li> </ul>  |

(2) 判決を受けて

- ・ 判決は三講師の過失により、国家賠償法に基づき県が賠償責任を負うものとなりました。
- ・ 教育委員会は、判決で指摘されたとおり、三講師の過失及び県の賠償責任を認め、控訴せず判決を受け入れました。改めて、亡くなられた8名とその御遺族の皆様、負傷された方々とその御家族の皆様に対し、心よりお詫びいたします。
- ・ また、県は、大田原高校引率教員については過失相殺を行い損害賠償額を算定しておりましたが、判決において、過失相殺は相当ではなかったと判断されました。判決を重く受け止め、大田原高校引率教員とその御遺族に深くお詫びします。

### 3 反省

#### (1) 事故の発生要因

##### ア 那須雪崩事故検証委員会による分析

- ・ 事故を受け、教育委員会は、平成 29（2017）年 4 月に、本事故の原因や課題に関する調査及び検証等を目的とし、外部有識者で構成された那須雪崩事故検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置しました。
- ・ 同年 10 月に策定された報告書では、教育委員会や高体連、本講習会参加教員の対応に関し、数多くの問題点が指摘され、事故の発生要因について次のとおり分析されています。

#### 【那須雪崩事故の発生要因】

##### (1) 根源的かつ最も重要な要因

高体連及び登山専門部の「計画全体のマネジメント及び危機管理意識の欠如」

##### (2) 関連するその他の要因

- ① 従来慣行に従って、低い危機管理意識のまま実施されていた講習会を見過ごしていた県教育委員会の「チェックや支援体制の未整備」
- ② 講師等の雪崩の危険（リスク）に関する理解不足などの「個人の資質」

##### (3) 背景的な要因

関係者全体の「正常化の偏見（正常性バイアス）とマンネリズム（形骸化）」

那須雪崩事故検証委員会報告書より抜粋

##### イ 教育委員会の認識

- ・ 教育委員会としては、那須雪崩事故は、教育委員会、学校や教員、高体連が危機管理意識を持って、各々が適切な対応をしていれば防ぐことのできた事故であり、三講師に限らず、組織管理等の観点から、生徒に対する安全配慮義務違反（過失）があったと捉えています。
- ・ 教育委員会は、学校や教員、高体連を指導・監督し、事故の発生を未然に防ぐ責務を負っていました。しかし、本講習会の運営等に全く関与せず、適切な指導等を行っていませんでした。
- ・ したがって、この事故は、学校の部活動を指導・助言する立場にある教育委員会が安全管理体制のチェックを怠っていたことに加え、本講習会の主催者である高体連や学校、教員の安全に対する認識の不足が招いたものであると認識しています。

## (2) 教育委員会の対応の反省点等

### ア 本講習会参加校及び教員への指導について

#### (ア) 当時の対応

- ・ 事故以前から、本県では、教育活動として実施される登山については、あらかじめその計画等について山岳関係者等から構成される登山計画審査会の意見を聴き、教育委員会が承認を行うこととされてきました。しかし、本講習会については、学校の教育活動の一環として行われる部活動としての実質を有していたにもかかわらず、高体連主催の講習会であることを理由に、この審査会の対象外とし、本講習会の運営及び実施に関して、教育委員会による安全管理体制の適切なチェック機能が働いていませんでした。
- ・ また、学校は、教員・生徒が本講習会に参加することを承認しているにもかかわらず、参加者や活動計画、危機管理体制などを十分に把握できておらず、こうした学校の管理監督体制を教育委員会が適切に指導できていませんでした。
- ・ さらに、教育活動を実施するにあたっては、教員が学校安全に関する各種規程及び通知を正しく理解した上で遵守することはもとより、さまざまな観点から安全性を確認することが重要ですが、研修等により学校安全を学ぶ機会を十分確保していませんでした。

#### (イ) 取るべき対応

- ・ 教育委員会は、特に自然環境下での活動などの危険を伴う教育活動については、主催者にかかわらず、その活動内容について事前に十分把握の上、明確な基準に基づき、危険性が排除されているかを確認するとともに危険性が認められれば是正を求める措置を取るべきでした。
- ・ また、事前に十分検討した危機管理体制に基づき、判断を現場に任せることなく、学校が高体連と連携して、当日の天候状況等に鑑みて活動の是非を組織的に判断できるよう、教育委員会による指導が必要でした。
- ・ さらに、教員に対し、研修等により部活動に関するリスクマネジメントや安全性に関連する規程及び通知の内容を十分に理解させ、自らの経験や前例を基準にするのではなく、規程等に基づく適切な活動を行うよう指導を徹底するとともに、専門的な知見を必要とする判断を行う際は、教員のみでその判断を行わず、専門家などの知見を有する者の意見を聴くよう指導が必要でした。

## イ 高体連への指導について

### (ア) 当時の対応

- ・ 教育委員会は、高体連の事業の運営について指導等を行う立場にありますが、本講習会の運営及び実施に関して全く関与せず、高体連に対する適切な指導等を行っておりませんでした。
- ・ 本講習会は、企画段階において、実施場所の地形や過去の事故発生状況等の安全情報の収集が不十分であり、前例を踏襲するのみで降雪時等の荒天時の代替措置の検討が行われず、また、生徒と講師である教員が別の学校である班編制を行い指導力が発揮しづらい体制であったことなど、安全性に対する認識が希薄であり、多くの問題点がありました。
- ・ このような、高体連の危機管理意識の低さを見過ごしたことも教育委員会の責任であると考えています。

### (イ) 取るべき対応

- ・ 教育委員会は、高体連の事業の運営体制や内容を把握し、事業の実施前に緊急時の対応計画や安全確認のためのチェックリストの項目等について確認を行うべきでした。
- ・ また、高体連の管理監督体制の確認を行うとともに、それが不十分である場合には、是正を求める措置を取るべきでした。

## ウ 事故後の対応について

- ・ 教育委員会の対応について、御遺族の皆様及び負傷された方々とその御家族の皆様への説明が不足しており、事故の責任を被害者に転嫁していると受け取られるような対応を取るなど、最も辛い思いをされている皆様に寄り添った対応が行えておりませんでした。
- ・ 学校や教員についても、御遺族の皆様などに対する配慮が足りず、事故を他人事のように捉えていると受け取られるような対応を取るなど、皆様を深く傷付けてしまいました。

#### 4 再発防止に向けた取組

##### (1) 再発防止にあたっての考え方

- ・ 児童生徒の安全の確保は、全ての教育活動の前提であり、あらゆる教育の場面において、教育委員会や学校、さらに児童生徒を指導する教員にはその責任があります。
- ・ 事故は教育委員会がチェック機能としての役割を果たさなかったことや高体連や学校、教員の安全に対する認識の不足から発生しました。
- ・ 再発防止にあたっては、教育委員会が適切なチェック機能を持ち、組織的に活動の安全性を担保するとともに、研修等を通じて学校の管理監督体制の強化や個々の教員の資質向上を図ります。
- ・ また、高体連の運営に積極的に関与し、事業が適切に行われているかなどの確認を行います。

| 事故の発生要因          | 再発防止の方向                               |
|------------------|---------------------------------------|
| 教育委員会のチェック機能不全   | ・ 主催者にかかわらず安全性のチェックを行い、組織的に安全性を担保すること |
| 学校、教員の安全に対する認識不足 | ・ 研修等を通じて学校の管理監督体制を強化し、教員の資質を向上すること   |
| 高体連の安全に対する認識不足   | ・ 運営に関与し、事業の安全性などについて確認すること           |

##### (2) 主な取組

###### ア 学校及び教員への指導について

| 対応の問題点等                        | 主な取組           | 取組の内容  |
|--------------------------------|----------------|--|
| 安全管理体制に関して適切なチェック機能が働いていなかったこと | 登山計画審査会の機能強化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育活動として実施される登山活動は、主催者にかかわらず、登山に関する専門知識を有する外部委員などで構成された登山計画審査会の審査対象とする。</li> <li>・ 審査会の中で各学校が行った登山におけるヒヤリハット事例を共有し、事故発生を予防する。</li> </ul> |
|                                | 高校生の登山の活動範囲の設定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登山ルートを体力度と技術的な難易度で評価した「山のグレーディング」に基づき、難易度の高い山への登山は行わないこととする。</li> </ul>   |

| 対応の問題点等                      | 主な取組                  | 取組の内容   |
|------------------------------|-----------------------|---|
| 学校において危機管理体制等を十分に把握していなかったこと | 学校における危機管理マニュアルの見直し   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において作成する事故や災害等が発生した場合の対応手順などを定める危機管理マニュアルについて、学校安全に関する専門家による助言等を踏まえた対応のポイントをまとめ、全ての県立学校を訪問して各学校のマニュアルの見直しについて指導する。</li> </ul> |
|                              | 行事等の届出の徹底             | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育活動の一環として実施する登山や宿泊を要する行事等については、他団体が主催するものであっても、学校においてその内容を把握の上、教育委員会への届出を徹底する。</li> </ul>                                       |
|                              | 校長研修の充実               | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の校長を対象に、安全・危機管理に関する研修を実施し、管理職の安全意識の向上を図る。</li> </ul>  |
| 学校安全を学ぶ機会が十分でなかったこと          | 学校への指導主事の派遣           | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校が開催する安全・危機管理に関する校内研修に、教育委員会から指導主事を派遣し、危機管理に関する指導等を行う。</li> </ul>  |
|                              | 安全登山セミナーへの参加          | <ul style="list-style-type: none"> <li>引率者として必要な知識を習得するため、登山計画作成方法や登山中の注意点、怪我人が発生した場合の対応、山の天気に関することなど登山に必要な知識を学ぶ研修会に登山部顧問を参加させ、安全登山に必要な知識の定着を図る。</li> </ul>             |
|                              | 全国山岳遭難対策協議会による講習会への参加 | <ul style="list-style-type: none"> <li>登山における遭難事故を防止するため、山岳遭難の原因等について研究を行う講習会に登山部顧問を参加させ、事故防止に関する知識の定着を図る。</li> </ul>   |

| 対応の問題点等             | 主な取組                 | 取組の内容   |
|---------------------|----------------------|---|
| 学校安全を学ぶ機会が十分でなかったこと | 生徒と顧問による安全登山研修会の実施   | ・各学校の登山部生徒及び顧問を対象とし、他校の部員等と交流しながら安全登山の実現に関する基礎知識を定着させるための研修会を実施する。  |
|                     | 運動部活動リスクマネジメント研修会の実施 | ・各学校の教員を対象とし、運動部活動特有のリスクマネジメントに関する研修を実施し、事故防止や安全確保、事故後の対応の知識の向上を図る。 |
|                     | 登山アドバイザーの帯同          | ・各学校の登山に、登山に関する専門的な知見を有する登山アドバイザーを帯同させ、生徒の安全確保と顧問への実践的な指導を実施する。     |

#### イ 高体連への指導について

| 対応の問題点等                  | 主な取組           | 取組の内容   |
|--------------------------|----------------|---|
| 高体連の事業運営に関して関与できていなかったこと | 危機管理マニュアルの運用支援 | ・高体連が作成した危機管理マニュアルについて、内容の見直しの助言を行うとともに、高体連が開催する危機管理委員会に出席し、マニュアルが適切に運営されているか確認を行う。 |
|                          | 大会等の運営支援       | ・高体連が主催する大会等について、事前に開催要項や危機管理フローを確認し、事故発生時の対応について確認するとともに、現地調査を実施する。                |

(3) 今後の取組

- 上記(2)の取組を推進するとともに、これらがマンネリ化・慣例化することなく、実行性のあるものにするための不断の見直しや改善に取り組みます。
- 情報公開を徹底し、教育委員会が行う安全施策の透明化を図るとともに、保護者の方々や児童生徒からの意見を安全施策に適切に取り入れます。
- 今後の高校生登山のあり方の方向性として、高校生の多様なニーズを踏まえ、登山活動が安全に実施できる環境を構築するとともに、運動部活動のあり方等に関する全国的な動向等を踏まえながら、部活動から地域における登山活動への移行を図ります。
- 毎年度当初に行われる県立学校長会議等を通じて、事故を教訓として、登山活動だけではなく全ての教育活動において、事故防止等の安全管理の徹底を図ります。また、職員会議等を通じて個々の教員まで意識の共有を図るとともに、初任者研修等で学校事故防止に関する研修を行うなど、安全管理への意識の徹底を図るよう、指導して参ります。
- 事故を引き起こした組織の責任として、二度とこのような痛ましい事故が繰り返されることのないよう、事故の教訓を後世に伝え続け、決して事故が風化することのないよう取り組みます。